

地域限定通訳案内士試験 ガイドラインについて

仕事の窓

運輸部

BUSINESS REPORT 5

通訳ガイド制度の改善で
多様化・適正化を図る。



外

国人旅行者のニーズに応じた有資格通訳ガイドの増加、及び競争促進を通じた料金・サービスの多様化・適正化を図るため、業務範囲を都道府県の区域に限定した「地域限定通訳案内士」に関する「地域限定通訳案内士試験」が都道府県主体で実施されます。それに伴い、今回、主に以下の内容を定めた「地域限定通訳案内士試験ガイドライン」が作成されています。

1 試験全体について

① 目的

試験は「地域限定通訳案内士」として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とします。出題方針も、通訳案内の実務に沿った内容、レベルの問題を出題することとします。

② 試験方法

試験は年一回以上行い、試験科目は、筆記（第一次）試験について

3 試験免除

は外国語、地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化とし、口述（第二次）試験については通訳案内の実務外国語及び人物考査）とします。

同一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験に合格した者が、同一の都道府県知事が実施する次の地域限定通訳案内士試験（当該試験終了後、初めて行われる地域限定通訳案内士試験）を指す。以下（同じ）を受験する場合は、当該外国語による筆記試験が免除されます。

地域限定通訳案内士試験の筆記試験の一部の科目について合格基準に達した者が、同一の都道府県知事が実施する次の地域限定通訳案内士試験を受験する場合は、当該科目（外国語については同じ種類の外国語に限る。）については筆記試験が免除されます。

2 外国語（筆記試験）について

① 試験方法

外国語の筆記試験については国の行う通訳案内士試験と同一の問題を出題します。試験時間は一二〇分とし、外国語の種類は英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語（簡体字又は繁体字）、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語、またはタイ語の一〇言語の中から試験を実施します。

3 口述試験について

① 試験方法

試験の目的は筆記試験で問われた総合的な語学能力並びに当該地域に関する地理歴史、産業、経済、政治、文化の知識を総合的に活用して行われる、通訳ガイドの現場で必要とされる実践的なコミュニケーション能力を問うものとし、併せて、通訳ガイドとしてのやる気・熱意や適性を判断することとします。

外国語の種類は、受験者が筆記試験において選択した外国語の種類と同じ

● 通訳案内業法・外客誘致法の改正による 通訳ガイド制度の改善

有資格者の正確な
実態把握効率的な
管理・監督

「通訳案内業」に係る事業免許制

規制緩和

無資格者による
通訳ガイド行為
対策の強化

「通訳案内士」に係る有資格者登録制

新設

試験の免除を法定、
他の資格等（英検等）
の取得者も一部免除

都道府県知事を行う地域限定通訳案内士試験

業務範囲を都道府
県の区域に限定

地域固有の観光の
魅力に関する知識・
能力を問う試験の
実施

外国人旅行者のニーズに応じた有資格通訳ガイドの増加
競争促進を通じた料金・サービスの多様化・適正化

【業務の適正の確保のための措置】

- 登録証の事前提示の義務化、禁止行為の範囲拡大、懲戒規程の整備
- 研修等を通じた通訳ガイドの知識・能力の維持向上の努力義務
- 研修の実施、ガイドの格付け等、ガイド団体の役割強化

とし、出題は訪日外国人旅行者が関心を持ちそうな事項について、実際のガイドの現場を想定したロールプレイング形式を中心とした、受験している都道府県特有の魅力や特色を反映した質問も行われるものとします。

問い合わせ先

沖縄総合事務局 運輸部企画室
TEL:098-866-0064